

新型コロナウイルス感染症対策に伴う 各種申請等の郵送対応について

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課

本府建築環境課が所管する以下の各種申請等について、郵送での対応を実施します。

**以下（１）から（４）までの内容をよくお読みいただき、
また担当課へも必要に応じてご連絡の上、郵送いただきますようお願いいたします。**

なお、窓口での対応については従前と変更はありません。

（１）郵送での受付をする各種申請等

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎27階
大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課（以下参照）宛

申請等の種類	担当グループ	連絡先
都市施設設置工事前協議書	住環境推進グループ（バリアフリー担当）	06-6210-9717
都市施設設置工事完了届出書		
バリアフリー法第17条認定の申請書		
条例第31条緩和認定の申請書		
屋外広告業登録申請書※	住環境推進グループ（屋外広告担当） （屋外広告物許可申請書は区域を所管する 大阪府土木事務所管理課までご郵送ください）	06-6210-9718
屋外広告業登録事項変更届出書		
屋外広告業廃業届出書		
屋外広告業登録証明願※		
屋外広告物講習会修了証再交付申請書※		
屋外広告物許可申請書※		
景観計画区域行為届出書	住環境推進グループ（景観担当）	
景観計画区域行為変更届出書		
景観計画区域行為通知書		
景観計画区域行為完了届出書		
長期優良住宅の認定申請書等※	建築環境・設備グループ	06-6210-9725
省エネ向上計画の認定申請書等※		
省エネ消費性能基準適合の認定申請書等※		
省エネ適判（確保計画）申請書等※		
省エネ届出		
低炭素建築物の認定申請書等※		
建築物環境計画書		
浄化槽の設置届出		
浄化槽工事業の登録・更新等届※		
特例浄化槽工事業届		

※手数料が必要となります。（色の内容） 納付方法等は（４）を参照ください。

上記手続きのうち、大阪府行政オンラインシステムによる電子申請が可能な手続きは、下記のとおりです。
<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>（大阪府行政オンラインシステムのリンク先）

長期優良住宅	認定事項変更報告書
	認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築完了報告書
低炭素建築物	認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等完了報告書
建築物の環境配慮制度	建築物工事完了届出書
	建築物環境性能表示届出書
	建築物環境性能表示の変更の届出

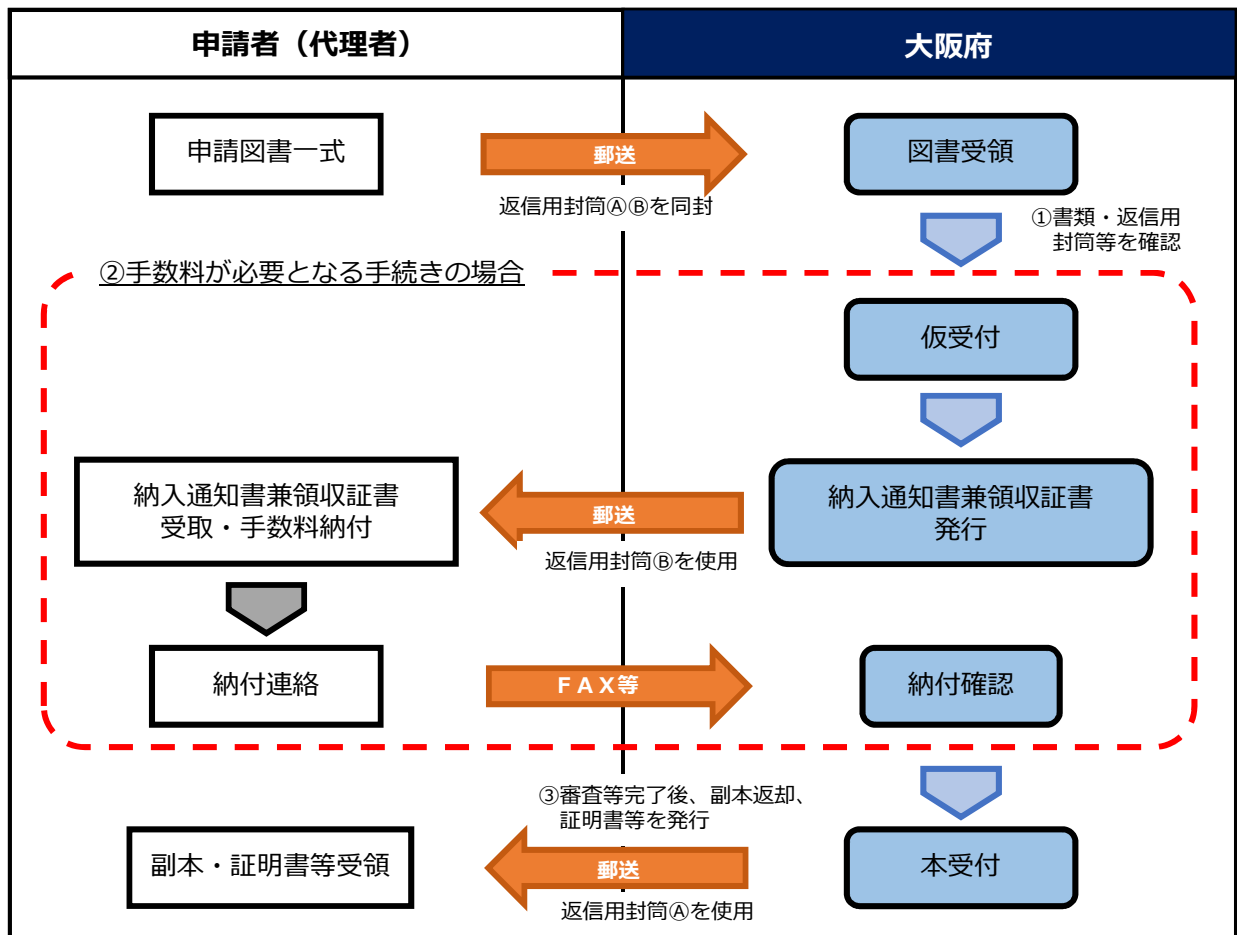
（２）郵送での受付をする期間

当分の間。

(3) 郵送の際の注意点

- 郵送は、電話番号、メールアドレス等連絡先を明記してください。また、書留郵便等配達記録が残るものにしてください。
- 申請等にあって必要となる郵送費用はすべて申請者／届出者の負担となります。申請書等に不備があり本府から送り返す場合も申請者／届出者の負担とします。ご注意ください。
- 副本の返却が必要なものや、本府で証明書等を発行する申請等については、**返信用封筒等④を申請書等の郵送時に合わせて送付してください。**
- **手数料が必要な申請等の場合、本府からの納入通知書の送付用に別途返信用封筒等⑥を同封してください。**
- 上記の返信用封筒等は副本や納入通知書（A4）を折らずに入るサイズのものとし、かつ、書留等配達記録にかかる費用分の切手を貼付けてください。（許容サイズ内であればレターパックも可）
- 上記の返信用封筒等にはあらかじめ宛先の住所・会社名・担当者名等を記入してください。また、信書を送ることができるものとしてください。
- 郵送事故に関して、本府は責任を負いません。

(4) 郵送による申請等のながれ・手数料の納付方法



- ① 必要書類等を確認します。
不備がある場合、再提出・追加資料の提出を求められることがありますのでご注意ください。
- ② 手数料が必要となる手続きの場合
 - ・ 仮受付（書類等を確認し受付可能と判断できた場合）後に本府から「納入通知書兼領収証書」を発行し、申請者あてに送付します。
 - ・ 申請者による納付（銀行等で納付）が確認できた段階で、本受付とします。（銀行の收受印がある領収書をFAX等で確認します）
- ③ 審査完了後、副本の返却や証明書等の発行がある場合は本府から送付します。
審査にて書類の不備が発覚した場合、補正・追加資料の提出を求められることがありますのでご注意ください。

注）上記は大まかな流れです。各申請等により詳細は異なりますので、（1）の各担当課に事前に相談ください。